



徳昌寺のだんごまき (2/15)

広報

よいた

3月

No. 273

(平成元年3月10日)

今月のページ

- 届出を忘れずに!! 住民課窓口での届出と請求 ……2~5
- フォト・ニュース ……8~9
- ほのぼの家族 ……12
- 各種お知らせ ……14~15
- わが家のアイドル ……16

■発行/与板町 (代表者/与板町長平澤甚九郎) ■電話 (0258) (代)72-3100 ■編集/与板町広報編集委員会

わたしたちの  
版画



米山大橋

〈与板町版画クラブ〉

石黒承一

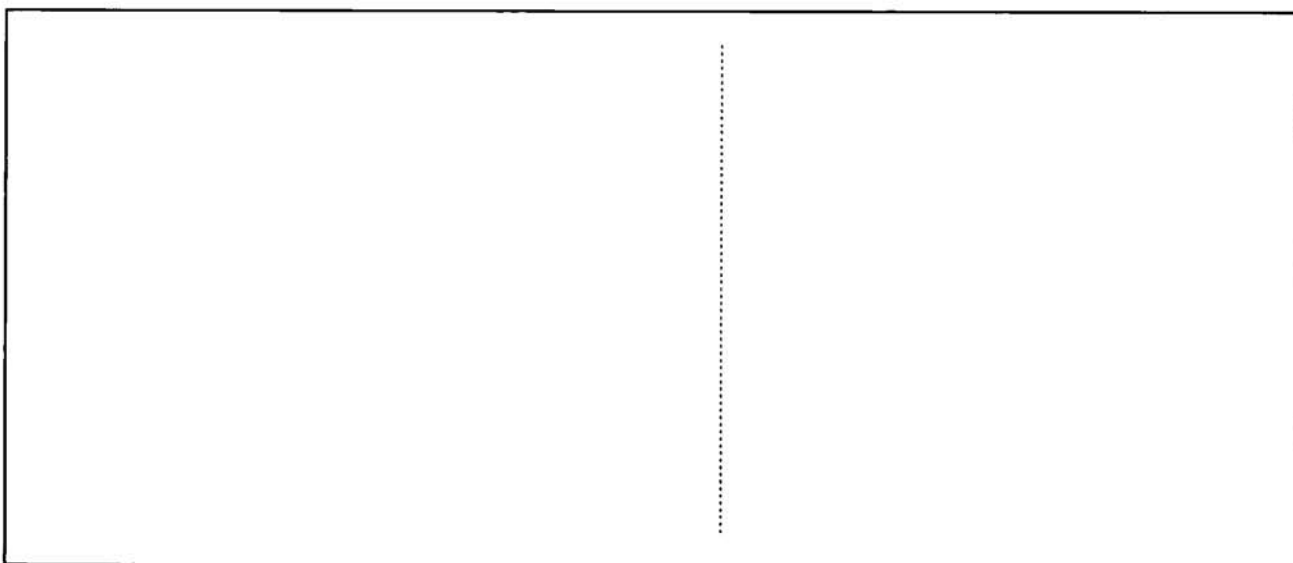


わが家の  
アイドル

富樫 唯ちゃん

〈堂前中島町〉富樫 明さんの長女

こんにちは!  
私は、富樫家の長女「唯」です。今月で、満一歳になります。一年って早いですが、お父さん、お母さんは、ちよつと病気をして心配かけちゃったけど、もう「平気」病気になるて「ぶつとばすぞう」今日まで好ききらいなく育って来ました。(いちごはちよつとにがて) これからもいっぱい食べたい大きくなってみんなをビックリさせるんだ。(美人になつちやうぞう) みなさん、お父さんの顔はスパーで毎日見ると思うけど、私の顔も一度見に来て下さいね。(お父さんにそっくりヨ) 街でもみかけたら声かけてね。唯ちゃんーさようならー



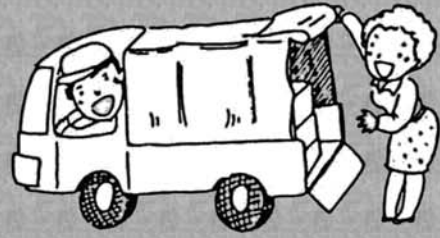
▼春は、転勤や就職・進学など引越しのシーズン。今月号では異動の時期に合わせて、転入・転出の手続きや、戸籍の謄抄本・住民票の写などの請求方法などをお知らせします。  
▼卒業・入学のシーズンです。「別離」をして「出会い」それぞれの思いを胸に新しいスタートをして下さい。  
▼広報よいたについてのご意見・ご希望がございましたら、どしどしご連絡下さい。皆さんのご意見をお待ちしています。

\*編集室\*



= 人口 =	
(2月28日現在)	
男	3,689人(±0人)
女	3,872人(-2人)
計	7,561人(-2人)
世帯数	1,807戸(-3戸)
転入	3人
転出	8人
出生	8人
死亡	5人

## ◎ 転居届



- 届出期間  
町内で住所を移したとき（たとえば上町から稲荷町へなど）その日から14日以内に届けて下さい。
- 必要なもの  
転出届と同じです。

## ◆ 転出入するときの注意

- 修学のため、郷里を離れて居住する学生の住所は、居住地の寮や下宿先になります。
- 住宅金融公庫の借入れや運転免許の取得などのために便宜的に住所を異動することはできません。
- 代理人が届出に来る場合は、本人と代理人双方の印鑑をお持ち下さい。

## ◎ 転入届

- 届出期間  
町外から与板町に引っ越してきた日から14日以内に届けて下さい。
- 必要なもの  
前の住所地の市町村が発行した転出証明書、印鑑、国民年金手帳（加入している方）

## ◎ 転出届

- 届出期間  
町外へ引っ越して行く前に届けて下さい。役場で転出証明書を発行します。転出する2週間くらい前から手続きができます。
- 必要なもの  
印鑑、国民年金手帳（加入している方）、国民健康保険証（加入している方）、印鑑登録証（登録している方）、老人医療費受給者証（70歳以上の方）

## ◎ 世帯主変更届

- 届出期間  
世帯主を変更する場合は届けて下さい。
- 必要なもの  
印鑑、国民健康保険証（加入している方）

## ◎ 出生届

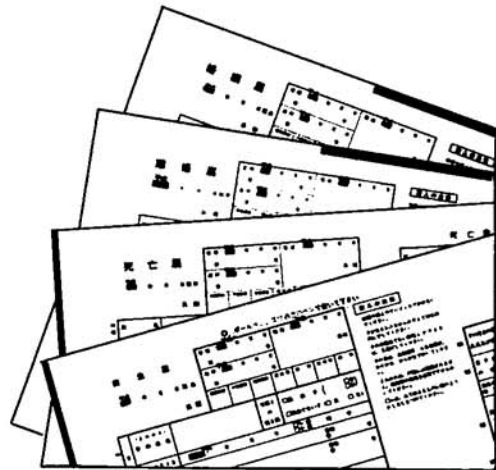
- 届出期間  
赤ちゃんが生まれた日から14日以内。
- 届出先  
住所地、本籍地、出生地のどこ役所でもよいです。
- 必要なもの  
出生届（出生証明書添付、本籍地のある役所へ届ける場合は1通、他の役所へ届ける場合は2通必要です）、母子手帳、届出人の印鑑、国民健康保険証（赤ちゃんが加入する場合、赤ちゃんのお父さんの保険証と銀行預金の口座番号（乳児医療費受給者証）

## 戸籍関係の届出

の交付申請をしていただきます。

また、赤ちゃんのお母さんが国保加入者の場合、助産費が支給されますので、世帯主の銀行口座番号が必要です。

## ◎ 死亡届



- 届出期間  
死亡した日から7日以内。
- 届出先  
住所地、本籍地、死亡地のどこ役所でもよいです。
- 必要なもの  
死亡届（死亡診断書添付、本籍地のある役



# 届出を忘れずに!!

## 住民課窓口での

## 届出と請求

## 受付

ご遠慮なくご相談下さい。  
(住民課)

## 住民課

春の訪れとともに、就職・転勤・進学など住所を異動される方が多くなります。異動する時は忘れずに届出をしましょう。もし、うっかり届出を忘れてたり、遅れたりすると、選挙に参加できなったり、国民健康保険や国民年金に加入できないなど、日常の生活にいろいろな不都合が生じてきます。

今月号では異動の時期に合わせて、転入・転出時の手続きや戸籍の謄・抄本あるいは住民票の写の請求方法などをお知らせします。

所へ届ける場合は1通、他の役所へ届ける場合は2通必要です。届出人の印鑑、国民健康保険証(加入している場合)、国民年金手帳(加入している場合)、福祉年金証書(受給している場合)、老人医療費受給者証(70歳以上の場合)、印鑑登録証(登録されている場合)、世帯主の銀行預金口座番号(死亡した人が国保加入者の場合)、葬祭費が支給されます。斎場使用料六、六〇〇円(霊柩車を使用する場合の料金です)。

### ◎婚姻届

**届出方法**  
婚姻届用紙に必要事項を記入し、夫婦で署名、押印し、証人(成人者2名)の署名、押印をもらって届けて下さい。届けた日から夫婦としての効力が生じます。

**届出先**  
住所地か本籍地のどちらの役所でもよいです。

**必要なもの**  
婚姻届(夫婦の本籍が同じ



市町村にある場合で本籍のある役所へ届ける場合は1通、いずれか一方が他の市町村の場合は2通、夫婦とも本籍のない役所へ届ける場合は3通必要です。戸籍抄本(2通ずつ、ただし、本籍地へ届ける場合は不要、印鑑(旧姓のもの)、国民健康保健証(加入している方)、国民年金手帳(加入している方)。

**注**・未成年者の婚姻には、父母の同意が必要です。

### ◎離婚届

**届出方法**  
離婚届用紙に必要事項を記入し、夫婦で署名、押印し、協議離婚の場合は証人(成人者2名)の署名、押印をもら



### 印鑑登録と証明

**印鑑登録のできる人**  
与板町に住居登録のしている人で満15歳以上の人(禁治産者は除く)

**印鑑登録の手続き**  
登録しようとする印鑑と、自動車などの運転免許証等、本人であることが確認できるものを



持参して、窓口にある印鑑登録申請書に必要事項を記入し申請して下さい。

※代理人による手続き  
登録する本人が病気等で手続きに來れない場合は、次のものを持参して代理申請することができます。

①本人が記入した代理権授与通知書で申請することができま

②登録しようとする印鑑  
③代理人の印鑑  
この場合、その場で直ぐ登録できず、印鑑登録証の交付は2~3日かかります。

**印鑑証明書の請求**  
必ず印鑑登録証(手帳)をお持ち下さい。代理人による請求の場合も同じです。

**手数料**  
印鑑登録 一件 二〇〇円  
印鑑登録証明書 一件 二〇〇円

### 戸籍と住民票

届けて下さい。届けた日から効力が生じます。

**届出先**  
住所地か本籍地のどちらの役所でもよいです。

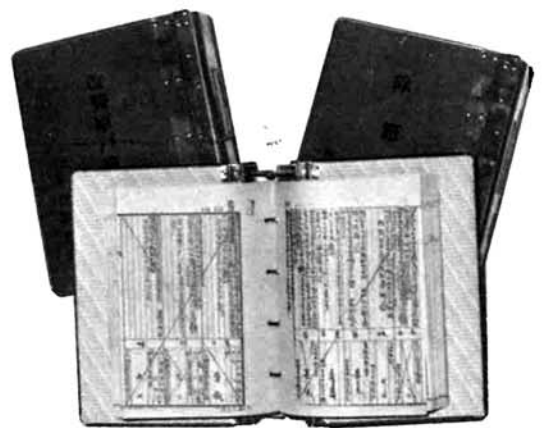
**必要なもの**  
離婚届(届出部数は原則として婚姻届と同じ)。ただし、離婚後の双方の本籍地によって違うことがあります。

### ◎転籍届

**内容**  
住所が与板町にあって本籍が町外に、あるいは住所が町外にあって本籍が与板町にある場合、何かと不便なため住所地と同一市町村内に本籍を移す届出です。本籍と住所が違っても不便を感じない場合は、わざわざこの届出をする必要はありません。

**届出先**  
新しく本籍を移そうとする市町村の役所。

**必要なもの**  
転籍届(他の市町村へ転籍の場合は2通、同一市町村内での転籍は1通)、戸籍謄本(他の市町村への転籍の場合は2通、同一市町村内の転籍はいりません)、夫婦双方の印鑑。



戸籍は夫婦とその子供単位で作られています。「筆頭者」とはその戸籍のはじめに記載されている方(夫または妻)で、世帯主とは異なります。

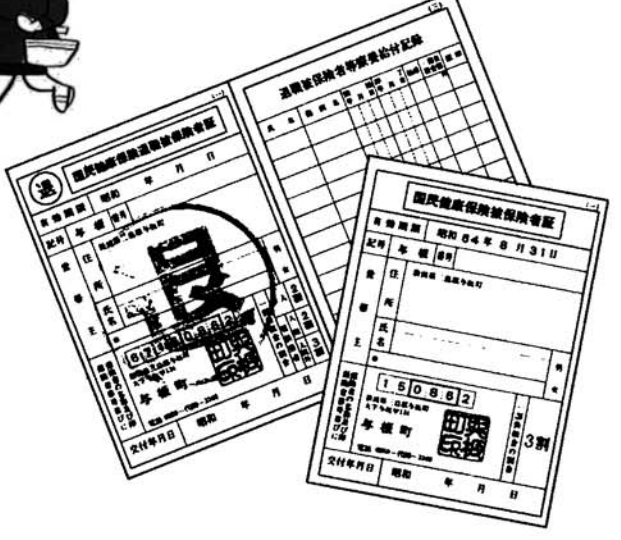
**戸籍の謄抄本の請求**  
戸籍謄本は夫婦とその子供が記載されているもの  
一通 三〇〇円  
戸籍抄本は必要な人、一人だけ記載されているもの  
一通 三〇〇円

戸籍は夫婦とその子供単位で作られています。「筆頭者」とはその戸籍のはじめに記載されている方(夫または妻)で、世帯主とは異なります。

**住民票の請求**  
住民票の抄本(一人だけのもの)  
一通 二〇〇円  
住民票の謄本(家族全員のもの)  
四人まで一通 二〇〇円  
五人 〃 四〇〇円  
六人 〃 六〇〇円  
七人 〃 八〇〇円  
(五人以上、一人増すごとに二〇〇円増となります)

### 国民健康保険の加入と脱退

国民健康保険に加入していた人が社会保険に変わったり、会社を退職したりして国民健康保険に加入したときは、次のものを持参して窓口へおいで下さい。



②会社の保険証  
③国民健康保険証  
④年金手帳(加入している方)

**社会保険がなくなり国民健康保険に加入したとき**

**国民健康保険から社会保険に変わったとき**

①印鑑  
②退職証明書または職業安定所が発行した離職表。  
③国民健康保険証(家族の方が国保に加入している場合)  
④年金手帳(加入している方)

## 臨時福祉特別給付金が支給されます

この度の消費税導入に伴う措置として、老齢福祉年金、特別障害者手当などの受給者や、在宅のねたきり老人などの方々に、生活の安定と福祉の向上を目的とした臨時福祉特別給付金（一時金）が支給されることになりました。具体的な支給対象者や支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする方は支給申請書に必要事項を記載して住所地の市町村長に提出する必要がありますのでご注意ください。

### 1. 福祉給付金（臨時福祉給付金）

#### (1) 支給額

支給対象者1名につき…… **1万円**



#### (2) 支給対象者

ア. 平成元年2月1日（以下「基準日」といいます。）において、本年2月分の次のいずれかの年金又は手当を受給できる方

- ① 老齢福祉年金
- ② 障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの（年金証書の記号番号の左から5桁目と6桁目が「63」又は「26」に該当するもの）
- ③ 遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの（年金証書の左から5桁目と6桁目が「27」又は「28」に該当するもの）
- ④ 児童扶養手当
- ⑤ 障害児福祉手当
- ⑥ 特別障害者手当
- ⑦ 福祉手当（経過措置分）
- ⑧ 原爆被爆者諸手当（医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当）



イ. 基準日において本年2月分の特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の方

ウ. 基準日において70歳以上の方（大正8年2月1日以前にお生まれになった方）で、市町村民税非課税世帯に属している方

…… 高齢者ご本人又は高齢者ご本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていない場合がこれに該当します。

エ. 上記ア～ウに該当する場合でも、基準日において生活保護を受けている方や社会福祉施設に入所されている方などについてはそれぞれの制度において別に対応措置（生活保護費に1万円を加えて支給など）がとられるため、福祉給付金は支給されません。

なお、通所（通園）施設等で通所サービスを受けている方や軽費老人ホーム等の契約型の施設に入所されている方でア～ウに該当する場合は福祉給付金の支給対象となります。

### 2. 介護福祉金（臨時介護福祉金）

#### (1) 支給額

支給対象者1名につき…… **5万円**



#### (2) 支給対象者

ア. 基準日において生活保護を受けている方か、あるいは市町村民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に属している方（ご本人又はご本人の生計を維持している方が昭和63年度分の市町村民税を納めていないか又は均等割の税額のみを納めている場合がこれに該当します。）で次のいずれかに該当する方

- ① 基準日において6カ月以上（昭和63年8月1日以前から）継続して、ねたきり又は痴呆等の状態にあるため常時の介護を必要としている65歳以上の方（大正13年2月1日以前にお生まれになった方）
- ② 本年2月分の障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当（経過措置分）を受給できる方

イ. ただし、基準日において、病院、診療所、老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院（昭和63年10月31日以前からの入院）している方、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している方、里親に委託されている方や養護委託者に委託されている方には介護福祉金は支給されません。

### 3. 受給の方法

(1) 臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする方は、「臨時福祉特別給付金受給申請書」に必要事項を記入して与板町役場住民課に3月20日までに提出してください。

なお、支給対象者には民生委員さんの協力を得て作成した名簿に基づき、申請書をお送りしてございますが、対象になると思われる方で、まだ届いていない方は、役場住民課へお問い合わせください。

また、申請書は1枚で福祉給付金と介護福祉金の両方の申請を兼ねていますので、いずれの支給対象者にも該当するため両方の申請をしたい方も申請書は1枚だけ提出していただければ結構です。

(2) 事後の円滑な支給事務手続を進めるため、申請書を提出する際に臨時福祉特別給付金の請求と領収書を市町村長に委託していただく必要がありますが、更に、市町村民税の課税状況について税務関係当局に照会することについての同意や納税証明書の添付をしていただく場合などもありますのでご注意ください。

(3) 臨時福祉特別給付金は、申請書提出後、受給資格が認定されると市町村長から支給されることになります。

※ 詳しいことは、役場住民課社会福祉係

(TEL 72-3100 内線14番)

へおたずねください。



### <勤労青少年ホーム> 雪まつり交流会

去る2月11・12日十日町市において勤労青少年ホーム雪まつり交流会が行われました。

これは十日町市の雪まつりに合わせての恒例行事となっており毎年各ホームから参加があります。今年は与板、長岡、柏崎、十日町の4ホームより40名の若者が参加しました。雪まつりの雪上カーニバルを見学したり市内各地の雪像を見たり、また、夜を徹して語り合ったりしながら各地の若者との交流を深めました。



### 白銀の中での楽しい一日!!

—町民スキーの集い開かれる—



2月19日(日)、大和町町営八海山麓スキー場に於いて毎年恒例のスキーの集いが行われました。天候にも恵まれ、心配された雪消えもそれ程でもなく参加者はスキー場へ到着するとまっ先にゲレンデに飛び出し、思いつきスキー滑降を楽しんだようです。



### くらしのちかひ

よい子はしずかにすばやく  
いづれでもきちんとくつかさ  
たのびる子なかよし元気な子  
このころのスイッチすばやく  
こどももいづれでもえがおで  
もっとよしくころもこかて

### —与板小学校— 「くらしのちかひ」完成

児童みんなが、自分たちの生活ぶりをふり返って、よい所や直した方がよい所を話し合い、みんなでがんばっていきたくことを、「くらしのちかひ」として掲げることになりました。

このちかひは、クラスや代表委員会で相談したり、個人のアイデアを募集したりして、みんなでつくりあげたものです。はじめの音か①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿

### 与板小学校 学校文集 「私たちの与板」 20号を発行!!



与板町のよさを理解し、ふるさと与板町を誇りに思うような心豊かな創造性あふれる子どもを育てたい。こんな願いから発刊されてきました与板小学校学校文集「私たちの与板」が、ちょうど20年目を迎えました。

今回発刊のものは、20号記念ということで、一段内容に工夫がこらされています。主な内容を紹介すると、

- ・第一部 児童の作文
- ・第二部 思い出あれこれ
- ・第三部 全校児童のひとこと
- ・第四部 1〜19号の内容目録

からなっています。

フォト・ニュース



15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	4/1
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分 婦人週間・交通安全家庭の日 心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>・乳児健診 母子センター/午後1時より受付 (S 63・4・1; S 63・6・30迄出生児)</li> <li>世界宇宙飛行の日</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>花まつり</li> <li>・ポリオ生ワク接種 母子センター/午後1時30分~2時30分 1回目S 63・6・11; S 63・6・12 2回目S 63・1・11; S 63・5・12 31迄出生児 補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時</li> <li>世界保健デー</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・与板小学校入学式 春の全国交通安全運動</li> <li>・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>・与板保育園入園式 午前10時</li> <li>・与板幼稚園入園式・与板中学校入学式 清明</li> </ul>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>新学年・新財政年度・エイプリルフール</li> </ul>														

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	3/16
金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時</li> </ul>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>・与板保育園卒園式 午前10時</li> <li>・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分</li> <li>・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前10時~10時30分</li> <li>・電気記念日 役場住民課/午前11時30分~12時 彼岸明け</li> <li>・母親学級 母子センター/午後1時より受付 (H元・5・1; H元・7・31迄分娩予定者)</li> <li>・与板小学校卒業式 世界気象デー</li> <li>NHK放送記念日</li> <li>・施設利用調整会 町体第1会議室/午後8時</li> <li>春分の日</li> <li>・補聴器巡回相談日 役場住民課/午前11時30分~12時</li> <li>・年間行事調整会 町体第1会議室/午後8時</li> <li>彼岸入り</li> <li>家庭の日</li> </ul>															

ふじクラファン (2月16日~4月15日)

4 本与板城主・直江実綱

(一) 越後の争乱(2)

ふたたび争いが起った天文十二年(一五四三)長尾晴景の弟景虎(のちの上杉謙信、当時十四歳で林泉寺に居住)は、本庄実乃(さねより)の守る板尾城に移った。近くの豪族は若造とあなどったが、景虎はただちに一帯を平定した(歴代古案)。

景虎の名が次第に高くなると、景虎を国主にしようとする、武将の動きが始まった。

また、板尾の本庄実乃や、中郡(なかくおりの)本与板城主直江実綱、三条の山吉行盛(ゆきもり)・栖吉(すよし)・長岡)の長尾景信も加わった。

これに対し、黒川(北蒲原郡)の黒川清実(きよさね)、上田(六日町)の長尾政景らの上郡(かみごおり)は反対方にあつて、越後は二派にわかれ戦乱となった。天文十七年(一五四八)十二月三十日、晴景が隠退し、景虎が跡をつぐという和解が成立し、景虎は春日山城に入った(上杉・上野文書)。しかし、越後国内外の状況はきびしく、政治体制の強化が必要だったのである。

(一) 直江実綱の活躍(1)

直江実綱は、終始一貫して景虎の奉行人(執政にあたる)としての重臣であった。

弘治年間から永禄年間初頭(一五五〇年代)の主脳陣は、直江実綱、柿崎景家(頸城・柿崎城主)、斎藤朝信(ともぶ)・刈羽・赤田城主、北条高広(刈羽・北条城主)らで、奉行人として活躍した(上杉文書)。

ついで、永禄四年(一五六二)以後になると、近江(滋賀県)で景虎の家臣になった河田長親(ながちか)が、直江実綱と共に側近になった。(上杉文書)。

永禄年間の末(一五六〇年代)になると、低い身分ではあったが、景虎に学問を教えた山崎秀仙(専柳斎・せんりゅうさい)が主脳陣に加えられた(上杉文書)。また、天正年間(一五七〇年代)には竹俣慶綱(よしつな)後に信州海津城将)が重用いられる(上杉文書)。

上杉謙信(長尾景虎)の執政(政治にたずさわる)の中心人物はいろいろ変つてゆくが、直江大和守景綱は、最後まで重臣として活躍するのである。

町史編集委員長 小坂 寛記

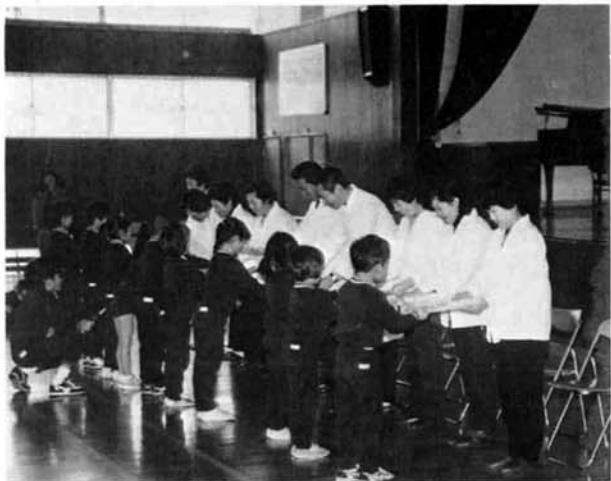
おいしい給食をいつもありがとうございます



与板小学校で感謝の集い

2月4日土曜日の早朝、給食記念日に当り、おいしい給食をいただける事に感謝すると共に給食センターで働く人々に感謝の気持ちを表そうと、給食センターで働く人々をお迎えして、感謝の会が行われました。

1年生から6年生までそれぞれに、プレゼントや作文、かえ歌などを心をこめて工夫し、感謝の気持ちを表し、和やかなひとときを過ごすことができました。

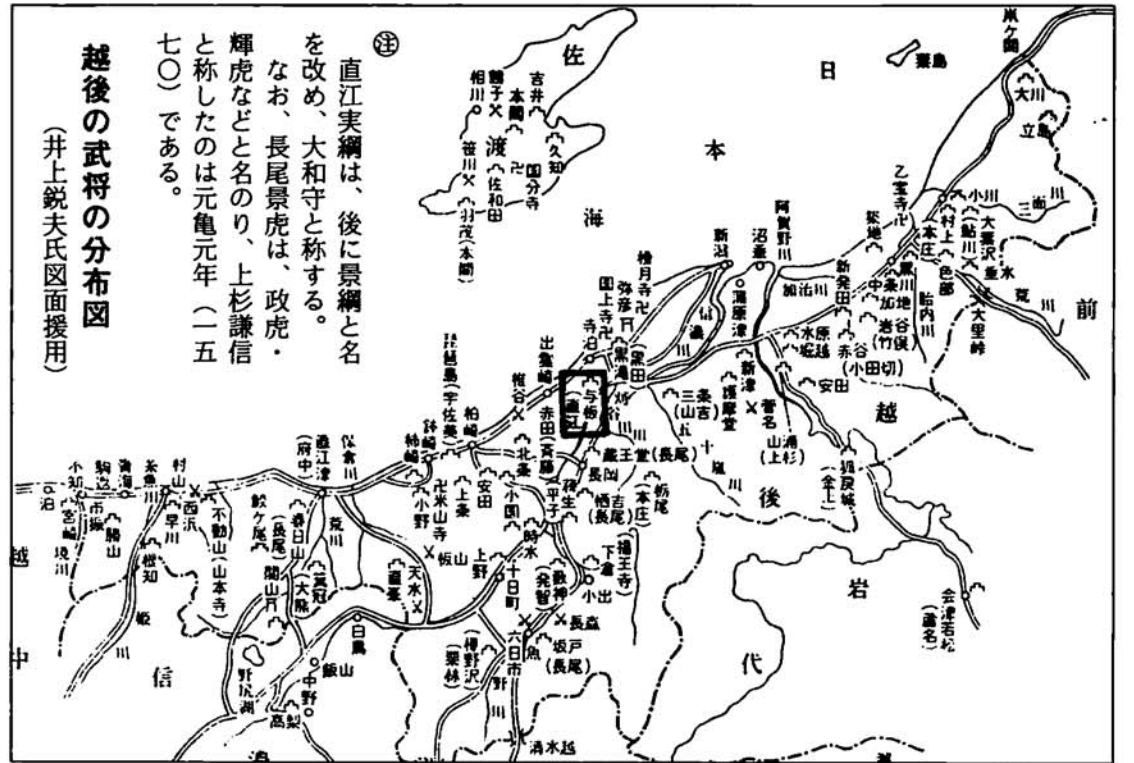


フレッシュヤング



〈横町〉五十嵐 淳子さん

- \*おつとめは..... 仲町の藤田歯科医院に通っています。
- \*何をしているときが一番楽しいですか..... 友達との長電話。
- \*今一番したいことは..... 沢山ありますがやはり仲の良い友達と一緒に飲んだり遊んだりすること。
- \*趣味は何ですか..... 読書。時間があれば、いつまでも読み続けます。
- \*理想の男性は..... 身長が高くて、思いやりのある人。私の身長が高いので...
- \*結婚について..... したいと思っていますが、相手が...
- \*最後に一言..... みなさんに迷惑をかけないようにがんばりますのでこれからもよろしくお願ひ致します。



直江実綱は、後に景綱と名を改め、大和守と称する。なお、長尾景虎は、政虎・輝虎などと名のり、上杉謙信と称したのは元亀元年(一五七〇)である。

越後の武将の分布図 (井上鋭夫氏図面援用)

二月号の「伊達植実」は「伊達植宗(たねむね)」に訂正致します。

直江兼続公の銅像を立てよう

上杉謙信の死後、上杉景勝の執政(家老)として活躍したのが、与板城主・直江山城守兼続である。

兼続の直属の家臣は与板衆と呼ばれ、与板城(通称・城山)下に居住していた。兼続は与板衆に強い権限を与え、越後の統一、施政にあたり、各地の治水開墾事業や産業の振興など、越後全土にまたがる国づくりに尽力した。

勿論、与板の城下町づくりに力を結集し、与板の施政のみならず、農・工・商、特に開墾事業に力を入れ、城下町としての繁栄の基礎をつくったのである。兼続はまた、学問にすぐれた和漢の学をひもとき、詩文の才能も豊かな高雅な人物であり、まさに文武兼ねそなえた英傑である。(小坂 寛先生記)

こゝに、英傑直江兼続公の遺徳を顕彰し、併せて与板町観光の一助として、歴史民俗資料館の前に銅像を建立すべく努力いたしております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

城山史跡保存会 城州公銅像建立委員会

保健婦さんの

気になる話!

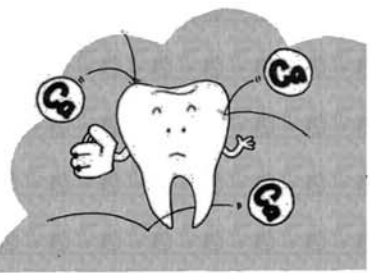
子どもを生むと

歯が悪くなる???

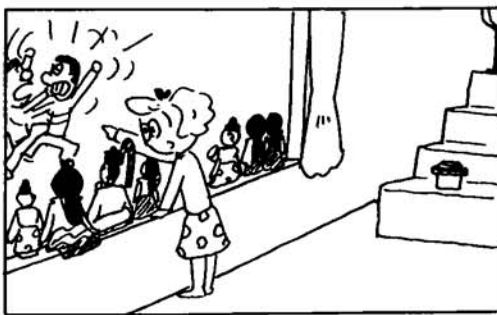
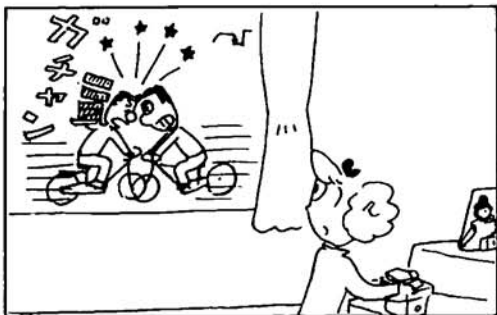
子どもを生むと胎児にカルシウムをとられて歯がだめになってしまう——胎児はカルシウムを母親から取り入れますが、そのために歯が弱くなる事はあります。

血液の中のカルシウムが不足すると、骨からカルシウムが抜けて、骨粗しょう症という病気になる事は、1月号でお話した通りです。これは、妊娠中も同じ事で、胎児が成長するために必要なカルシウムが不足すると、母親の骨からどんどんカルシウムが抜け出て、胎児へ運ばれてゆきます。重症な場合は、がまん出来ないほどの腰痛を起こす事もあります。

しかし、歯の場合は一度完成すると、カルシウムが抜けて弱くなってしまう事はありませんし、反対に完成してからカルシウムを吸



さわやか君  
西村 宗



葛  
都  
で  
賽  
の  
神

葛都で昨年復活した賽の神が2月5日(日)に行われました。暖冬少雪の中、強風もなくまずまずの天候で、子供達からお年寄りまで多数の参加があり楽しい時間を過ごしました。今年度から与板町公民館黒川分館の後援もあり、小学校最高学年の男女2名での点火で開催し、甘酒・おしるこ・するめ焼き等で子供達は喜んでいました。これで今年一年間の無病息災と作物の豊作を祈願した賽の神は盛大の内に幕を閉じました。



ほのぼの家族

〈蔵小路〉丸山五三郎さん一家

●語り手 丸山千枝子さん

我家は、おじいちゃん達が分家に出てから始まり、おとうさんの代でようやく二代目になったばかりの歴史の浅い家族です。  
我家の最近の遊びは、時季遅れのカルタ取りです。子ども達は時間さえあれば、カルタ取りをしようと誘います。裕之(六才)は大人を負かすくらい、読みはじめるとすぐに取ってしまいます。千里(四才)も、みんなに混じって負けず頑張りつていきます。読みあげたことばから絵が浮かび、反射的に手が動く。大人はこんな子ども達に笑顔をみせながら、腹の中では悔しくてたまりません。  
今春から、子ども達は入学・入園なので子守から解放されます。おじいちゃんやゲートボールに増々熱がはいるでしょう。おばあちゃんや近所のおばあちゃん達とお茶飲み話が弾むことでしょう。  
我家の楽しみは、年に一回家族旅行をすることです。おいしいものを食べたり、温泉の大きなお風呂に入って、のんびり過ごせるのが何よりです。  
私達の夢は、子ども達ももう少し大きくなったら、夫婦水入らずでゆっくり海外旅行をすることです。

おぼろくはなつたろ!!

与板幼稚園もり組

三輪 恭史くん

〈南新町〉

さんになりたい

ペットショップや



ぼくのうちでは、いぬを飼っています。チャロというなまえです。ぼくは、チャロがだいすきです。おおきくなったらチャロのようないぬやねこ、ことりきんぎよをうるペットショップをやりたいたいです。えさをいっぱいそろえて、びょうきもおおしあげたいです。

おもちゃやさんに

なりたいた

与板幼稚園もり組

安達有佳さん

〈水道町〉



まわりがしろで、やねがきいろのすてきなおもちゃやさんになりたいです。  
なかはひろくて、おにんぎょうや、ぬいぐるみや、ブロックがいっぱいあって、わたしは、「いらっしやいませ」「ありがとうございました」と、おおきなこえでいいます。

詩 文芸欄

桃の花を生ける

風間美津枝

くれないにふくらみ始めたつぼみやさしくすんなりと伸びた若枝はるかな遠い昔  
中国から渡って来たというバラ科の花

小雨の降る街でふと出合った少女  
素朴で明るい少女  
あまりに穏やかすぎる冬に  
さよならを告げて  
早春のぬくもりの中で  
ひそやかに 花開いてゆく  
少女からおんなへと粧いながら  
うすくれないに ほのかに匂う  
茶の花の音もなく開いてゆく  
埋み火を胸に  
また今年も桃の花を生ける。

早春

黒川弥寿栄

気の早い乙女達のふくよかな胸で  
波うつている、さまざま欲望は。  
おそらく、この澄んだ上昇気流に乗って  
大空へ舞い上っていることだろう。  
裸形の樹木も、やわらかな黒土の奥で  
充分に根を張り乍ら  
花咲くことを 夢見ているにちがいない。  
さあ……閉ざした窓を開いて  
私は……、ガラスを磨こう。  
日増しに伸びる平安な陽さしを入れる為  
に。

俳句

草青む土にかすかな陽の匂い 万 緑  
水門も少し開かれ下萌ゆる 臥 牛 子  
露の苔掌にあふれたる初香り 小 波  
大喪や王朝絵巻を見る如し の ぶ 志  
平成に喜寿金婚の春重ね 小林 庄 次

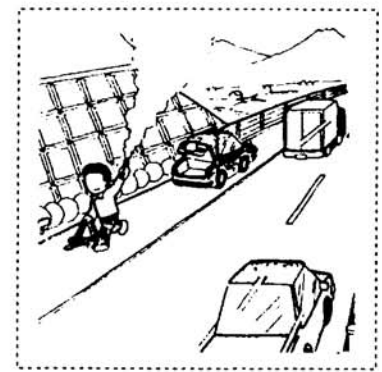
短歌

みどり子に湯を遣わせて力める  
が可笑し可笑しと部屋賑しき 風間スミイ  
張りつめし一日の仕事終りたり  
自転車こぎて小さくうたふ 大橋ヨリ  
求め来し只一鉢のシクラメンな  
ごめる心しばし預ける 長田 芯 字  
幾年も終い置きたる小餅を手縫  
でもんべに老いはたらいり 吉岡 み よ

# 広げよう交通安全の輪

## 高速道路は 特に安全運転を!!

高速道路はすでに全通し、まさに高速交通時代を迎えており、これに伴う交通事故も大幅に増加しています。  
高速走行をしていられる車が事故を起こすと、重大事故に結びつきやすくなります。高速道路を走行するときは、休息を十分とり、ゆとりある運転を心がけましょう。



平成元年  
交通死亡事故0(ゼロ)  
2,000日をめざして

ぼくがさき  
あせる心は  
じこのもと

●2月28日現在

1616日  
継続中!!

### 四月から国民年金 保険料が八、〇〇〇円 に変わります

国民年金の定額保険料は、四月分から八、〇〇〇円になりました。(付加保険料は四〇〇〇円です。そのままで)

国民年金は、老令や障害などで働けなくなったとき、夫や母が亡くなって働き手を失ったなどのときに、年金によって生活を支えようとするものです。

この年金の支払いに必要な費用は、皆さんが納めている保険料や国の負担でまかなわれています。この年金制度を健全に運営するためには、給付と負担の均衡を保つことが必要で、年金額の引上げとともに、保険料の引上げも運動せざるを得ません。

保険料の引上げにご理解とご協力をお願いします。



### 畜犬登録並びに 狂犬病予防注射の 実施について

平成元年度畜犬登録並びに狂犬病予防注射を左記により実施いたしますので、犬を飼っておられる方は、最寄りの会場必ず受けて下さい。

●4月10日(月)

黒川分館前  
午後1時30分～2時  
都野神社境内  
午後2時20分～3時

●4月24日(月)

与板町役場前  
午後1時～2時

- 手数料は、四、七六〇円です。(つり銭のいらぬようにご用意願います。)
- 登録の際は、ハガキ(三月下旬送付予定)、印鑑、愛犬手帳を必ず持参して下さい。
- 実施日に受けない場合は、訪問注射となり手数料が割高(七、六〇〇円)となります。
- 昨年5月以降に犬を飼われた方、死亡等により犬がいなくなつた方は、役場住民課へご連絡下さい。



### 愛の献血ありがとう ございました

愛の献血事業について、皆様方からご協力いただき感謝申し上げます。

昭和六十三年度の献血も終わり、献血車の来町回数五回、献血協力者延四三三名、内採血者三九六名の方々から善意の献血が得られました。

平成元年度も五回献血車が来町しますので、引き続きご協力をお願いいたします。

愛! それは献血——「ゆうあい号」来町

1世帯1人、1年に1回ずつ献血しましょう!!

＜献血するときの基準＞

事項	200ml献血	400ml献血
1回献血量	200ml	400ml
年齢	16歳～64歳	18歳～64歳
体重	男子45kgを超えるもの 女子40kgを超えるもの	男子・女とも50kg以上
献血間隔	1ヶ月以上	男子 3ヶ月以上 女子 4ヶ月以上
年間実施回数	男子 6回以内 女子 4回以内	男子 3回以内 女子 2回以内

●期日 4月19日(休)  
午前10時～12時/午後1時～3時

●会場 与板町役場前

～献血でともせ愛の灯命の灯～  
＜1年に一人に1人は献血を＞

### 高木省一さん(中田) 人権擁護委員に再任



任期満了による人権擁護委員に中田の高木省一さんが、法務大臣から再任委嘱されました。

人権擁護委員は、国民に保障される基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るために設置されております。人権問題でお困りの方は、お気軽に相談にお出掛け下さい。相談は無料で、内容は秘密とされ、他に洩れる事は決してありません。安心してご相談下さい。

尚、高木さんのほかに、稲荷町の小坂 寛さんも委嘱されています。

### 所得税の申告と納税は 3月15日まで

昭和六十三年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしょうか。申告と納税の期限は三月十五日(休)です。必ず期限内に済ませて下さい。

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さんが、自ら税法に従って自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が期限までに申告をしなければ、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけで

なく、無申告加算税または過少申告加算税が課され、更に延滞税も納めなければならないこととなります。

なお、一度に納められないときは、確定申告で納めることになる税額の二分の一以上を三月十五日までに納めるとともに、その残りの税額を確定申告書に記載して申告すれば、残りの税額は五月三十一日まで延納することができます。ただし、延納期間中は利息税がかかります。所得税の納税の方法には振替納税の制度があります。これは、銀行などの預貯金口座から振替によって納税するものですから、この制度を利用すれば納税のための手数料が少なく済み、また、うっかり納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり、大変便利です。振替納税のご利用をお勧めします。

### スポーツ傷害保険ご案内

3月31日でスポーツ傷害保険の保険期間が終了いたします。平成元年度に加入を希望される団体(5名以上であれば可)は申込手続きが必要です。申込用紙は教育委員会に用意してあります。

●詳細の問い合わせは教育委員会へ。



申告と納税は3月15日まで

税務署

先月号の税のお知らせの分離課税所得の欄の四〇〇〇万は四、〇〇〇万、収入事業は収入事業の誤りでした。お詫びして訂正致します。

### 国民健康保険税 (第12期3月分)

●納期限は……

**3月31日**です。

便利だなあ  
うっかりするより振替納税

### 作業停電のお知らせ

●4月6日(休)

●午前9時30分～12時

●本与板の一部

### 平成元年度 学校体育施設開放 団体登録について

平成元年度に与板小・中学校の学校開放施設の利用を希望される団体は団体登録が必要です。3月15日(休)までに教育委員会へ申請書を提出して下さい。(登録申請用紙は教育委員会に用意してあります。)

※登録をしていない団体は施設を利用できません。